

議案第 1 1 号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 2 号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 5 月 2 1 日から施行する。